

船橋市保健所デイケアクラブ実施要綱

船橋市保健所デイケアクラブ実施要綱（平成15年保準第00247号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進及び地域における自立と社会参加の促進に資するため、船橋市保健所デイケアクラブ（以下「デイケアクラブ」という。）に関し必要な事項を定め、集団活動を通じて社会生活への適応力を高めることを目的とする。

（対象者）

第2条 デイケアクラブの対象者は、次の各号のいずれにも該当している者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 通院治療中で回復途上にある在宅の精神障害者
- (3) デイケアクラブへの参加を希望し、かつ、主治医の了解が得られる者

（定員）

第3条 デイケアクラブの1回のプログラム当たりの参加人数は、30人以内とする。

（開催日及び開催場所）

第4条 デイケアクラブの開催日は、原則として毎月4回とし、第1週から第4週までの各金曜日とする。

2 デイケアクラブの開催場所は、主として船橋市保健福祉センター（船橋市保健所）とする。

（プログラム）

第5条 デイケアクラブのプログラムは、レクリエーション活動、スポーツ、料理、話し合い、創作活動、所外活動等とする。

（参加の申込）

第6条 デイケアクラブに参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、船橋市保健所デイケアクラブ参加申込書（第1号様式）に船橋市保健所デイケアクラブ主治医意見書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（参加の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込者に対して面接及びデイケアクラブへの体験参加を実施し、それらの状況、主治医の意見書等を勘案した上で、

当該申込者のデイクアクラブへの参加の承認、不承認を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりデイクアクラブへの参加の承認、不承認を決定したときは、船橋市保健所デイクアクラブ参加承認・不承認決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

（参加費用）

第8条 デイクアクラブへの参加費用は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、プログラムの内容により材料費、所外活動費等の費用の一部をデイクアクラブに参加する者（以下「参加者」という。）の負担とすることができる。

（参加の取消し等）

第9条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、デイクアクラブへの参加の承認を取り消し、又は参加を制限することができる。

- (1) 病状が悪化し、治療に専念する必要があるとき。
- (2) 参加態度が不良で、デイクアクラブの運営に支障を及ぼし、又は他の参加者に迷惑をかけているとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（緊急時の対応）

第10条 市長は、参加者の病状が悪化するなどの緊急事態が生じたときは、家族及び主治医その他関係機関に連絡することができる。

（担当者）

第11条 クラブの担当者は、保健所職員及びデイクアクラブ指導員とし、デイクアクラブ指導員の設置については、別に定める。

（担当者会議）

第12条 市長は、デイクアクラブの適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて担当者会議を開催するものとする。

（記録の整備）

第13条 担当者は、デイクアクラブの実施状況、参加者の状況等の記録を整備しておかなければならない。

（傷害保険）

第14条 市長は、参加者の事故に備え、傷害保険に加入するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、デイケアクラブの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に改正前の船橋市保健所デイケアクラブ実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の船橋市保健所デイケアクラブ実施要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。